

## 犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書

大津市（以下「甲」という。）と公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター（以下「乙」という。）との間に、大津市における犯罪被害者等支援に係る連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲及び乙が、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第7条の規定に基づき、犯罪被害者等への支援の推進のため実施する犯罪被害者等の支援の連携協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

### （協力内容）

第3条 甲及び乙は、犯罪被害者等からの相談を受け、当該相談の内容について連携して支援を推進する必要があると認める場合は、犯罪被害者等が当該犯罪による副次的な被害及び更なる犯罪等による被害を受けないよう配慮するとともに、双方協議の上、適切な支援を行うこととする。

- 2 甲及び乙は、それぞれが行う犯罪被害者等支援のための各種施策、啓発活動等に積極的に協力するものとする。
- 3 乙は、甲が実施する犯罪被害者等支援の啓発のための研修その他の犯罪被害者等支援の環境の向上のための事業に積極的に協力するものとする。
- 4 甲は、乙が実施する犯罪被害者等のための支援活動の促進を図るため、財政的支援を行うものとする。
- 5 財政的支援は負担金とし、金額は毎年度双方協議のうえで別途定めるものとする。乙は甲に対してその用途を明らかにする決算状況等について、書面にて報告を行なうものとする。

### （秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、犯罪被害者等の支援において知り得た個人情報を、それぞれの機関等で定める個人情報保護に関する規定等により取り扱うこととし、適正に管理しなければならない。

- 2 甲及び乙は、犯罪被害者等の支援の中で知り得た個人情報を、この協定による犯罪被害者等の支援を実施する目的以外に利用してはならない。

### （協定の効力等）

第5条 この協定は、令和2年4月1日に遡って適用するものとする。

- 2 この協定は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法第36号）第23条の規定により、滋賀県公安委員会が乙に対して行う犯罪被害者等早期援助団体の指定を取り消したとき、この協定は効力を失うものとする。

(協議)

第6条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市

大津市長 佐藤 健司

大津市京町4丁目3番28号

乙 公益社団法人 おうみ犯罪被害者支援センター

理事長 山田 尚登